



佐賀県公報

平成19年
5月25日
(金曜日)
第12908号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 廃棄物処理施設の変更の許可申請 (二九〇・廃棄物対策課) 一
- 家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求の一部改正 (二九一・畜産課) 二
- 平成十九年度木材業者及び製材業者の登録 (二九二・林業課) 二
- 土地改良区役員の就任届 (農地整備課) 三
- 清算法人松浦土地改良区清算人の就任届 () 四
- 県営打上南部地区土地改良事業の工事完了 () 四
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 四

○告示

●佐賀県告示第二百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第九
条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請及び同法第十五条
の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとお
りであったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法
第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、
申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した
書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に關し利害関
係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出す
ることができる。

平成十九年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

財団法人 佐賀県環境クリーン財団

佐賀県佐賀市内一丁目一番五十九号

理事長 古川 康

二 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県唐津市鎮西町菖蒲字車木二六二三番一ほか六十二筆

三 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類の種類

(一) 一般廃棄物処理施設の種類の種類

焼却施設

(二) 産業廃棄物処理施設の種類の種類

焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政
令第三百号)第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する
焼却施設)

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び産業廃棄物処
理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

(一) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類

焼却灰、焼却残さ、可燃性粗大ごみ

(二) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ばいじん及び感染性産業廃棄物

五 申請年月日

平成十九年三月三十日

六 縦覧の場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県唐津保健福祉事務所(唐津市大名小路三番一号)

(二) 縦覧の期間及び時間

縦覧の期間及び時間

平成十九年五月二十五日から平成十九年六月二十五日（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 七 意見書の提出

(一) 提出期限

平成十九年七月九日

(二) 提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇一八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五十九号）又は佐賀県唐津保健福祉事務所（郵便番号八四七〇〇一〇二 唐津市大名小路三番一号）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

イ 意見書を提出する対象施設の名称

ウ 対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ 生活環境保全上の見地からの意見

◎佐賀県告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法に基づく報告の徴求（平成十七年佐賀県告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

五の(一)の表を次のように改める。

地 区

佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、佐賀郡、神埼郡及び三養基郡

報 告 先

中部家畜保健衛生所
 佐賀市若楠二丁目七番四号
 電話 ○九五二(三二)二二二一
 ファクシミリ ○九五二(三四)一〇四六
 電子メール chubu-kachiku@pref.saga.lg.jp

唐津市及び東松浦郡

北部家畜保健衛生所
 唐津市鎮西町岩野二二五番地一
 電話 ○九五五(八二)三八四一
 ファクシミリ ○九五五(五一)一〇二四
 電子メール hokubu-kachiku@pref.saga.lg.jp

伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡

西部家畜保健衛生所
 武雄市武雄町富岡一二二六番地
 電話 ○九五四(二二)三一八五
 ファクシミリ ○九五四(二〇)一〇二二
 電子メール seibu-kachiku@pref.saga.lg.jp

◎佐賀県告示第二百九十二号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第五条第一項の規定により、平成十九年度木材業者を次のとおり登録した。

平成十九年五月二十五日

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、三日月土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成19年5月25日

佐賀県知事 古 川 康

木 材 業 者				
登録番号	登録年月日	住 所	名 称	役職及び氏名
佐木小第12号	平成19年5月14日	多久市多久町7178番地4		秀島 国春

役職名	氏 名	住 所	就任年月日
理事	合瀬 健一	小城市三日月町織島2602番地1	平成19年4月13日
"	林 富佳	" " " 1675番地	"
"	古川 謙吉	" " " 堀江584番地4	"
"	大島 俊秋	" " " 金田158番地4	"
"	高田 金八	" " " 堀江133番地2	"
"	古賀 英弘	" " " 三ヶ島761番地	"
"	松尾 忠義	" " " 樋口97番地3	"
"	末次 正徳	" " " 長神田2118番地1	"
"	大石 安俊	" " " 久米796番地	"
"	納富 昭弘	" " " 織島4696番地1	"
"	大坪 榮	" " " 石木247番地	"
"	高木 勇雄	" " " 道辺150番地	"
"	永瀬 正弘	" " " 長神田613番地	"
"	池田 喜慶	" " " 織島1925番地	"
"	南里 龍司	" " " 堀江1635番地	"
"	八田 正義	" " " 織島3387番地	"
"	犬山 豊	" " " 4287番地1	"
"	陣内 和幸	" " " 長神田1277番地	"
監事	池田 操	" " " 樋口809番地	"
"	吉谷 好弘	" " " 久米2070番地1	"

田中 秀則 " " 道辺988番地 "

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人松浦土地改良区から次のとおり清算人が就任した旨届出があった。

平成19年5月25日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就任年月日
清算人	大崎 吉治	伊万里市松浦町桃川6024番地1	平成19年4月18日
"	松尾 正敏	" " 332番地	"
"	平尾 紀生	" " 3847番地	"
"	松尾 正人	" " 5560番地1	"
"	田代 正司	" " 提川1111番地	"
"	松尾 保	" " 2816番地	"
"	古賀 誠	" " 1963番地	"
"	山口 輝雄	" " 山形8303番地	"
"	小松 敬	" " 6301番地1	"
"	齊藤 秀雄	" " 5820番地	"
"	川崎 照己	" " 中野原1857番地	"
"	中島猪之雄	" " 2404番地1	"
"	野口 利勝	" " 4618番地	"

平成19年3月20日県営土地改良事業（一般農道整備）打上南部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年5月25日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
4	鹿島市大字重ノ木字宗原角乙3045番地1	平成19年5月15日	4.5 ～6.0	61.5

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。